

2010年度  
関西学院大学ロースクール

一般入試（法学既修者）

民事訴訟法 問題

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません

## 【民事訴訟法 問題】

つぎの文章をよく読んで、下記の設問に答えなさい。

XとYの間で、金銭の貸し借りをめぐるトラブルが生じている。そこで、XはYを被告として、500万円の貸金の返還を求める訴えを提起した。この訴訟におけるXとYの主張はそれぞれ次のようなものである。

### 〔Xの主張〕

私は中学校の教員です。2008年4月上旬、飲食店を経営するYから、店舗の改修費用として500万円ほど貸してほしいと頼まれました。私はYの店の常連でしたし、Yは信頼できる人だと思っていましたので、4月10日に、Yの店舗内で、500万円を現金でYに手渡ししました。返済期限は2008年10月10日、利息は付けないという約束でした。

ところが、返済期限を過ぎても、Yは借りた500万円を返しません。私は何度も督促したのですが、Yはそのうち返済すると答えるだけです。しかも、最近になって、Yは、500万円は既に返したと言うようになりました。私が作成したとされる「貸金500万円の弁済受領書」をちらつかせながら、Yは弁済済みであると言うのです。厚かましいにもほどがありません。私は、そのような弁済受領書を作成したことなどありませんから、その弁済受領書はYが偽造したものに違いありません。

ところで、Yは、2009年3月10日に500万円を現金で弁済したと言っています。弁済受領書の日付も2009年3月10日になっています。しかし、500万円の弁済を受けたことなどありませんし、そもそもこれは不自然な話だと思います。2009年3月当時、Yは経営に行き詰まっており、預金も現金もなかったはずで、Yは、Pから請け負った建設作業の報酬として500万円を入手し、そのお金を私への弁済資金としたと言っていますが、調理師のYに本格的な建設作業ができるとは思えませんし、何を建設したのかと尋ねても返事は曖昧です。Pから、建設請負代金500万円の支払いを受けたというのはうそだと思います。

たしかに、私の預金通帳には、2009年3月11日に私自身が500万円入金した記載がありますが、これはたまたまその日に勤務先の同僚から私が借りたお金を入金したのであり、本件の貸金の返済とは関係ありません。

したがって、貸金500万円のYから私への返済はないのですから、私の貸金返還請求は認容されるべきです。

### 〔Yの主張〕

私は飲食店を経営しています。店舗を改修するためXから500万円を借りたのは本当です。お金の受け渡し場所や方法、弁済期限や利息などもすべてXの言うとおりで。Xは大事な常連さんですので、できる限りはやく500万円を返したかったのですが、折からの世界経済不況の影響を受けて、店の売上げが激減してしまい、返済期限までに返すことができませんでした。

しかし、2009年の2月末頃に、以前にPから頼まれていたP宅の配水管や塀などの建設工事を完成させた代金として、Pから500万円が入りましたので、そのお金を返済のための資金として、2009年3月10日に借りていたお金500万円全額を現金でXに返しました。そのとき、Xは大変喜び、その場で、貸金500万円の弁済受領書を作成して私に渡してくれました。この弁済受領書を乙一号証として提出します。また、Xは、その翌日である3月11日に500万円を自分で自分の銀行預金口座に入金しています。私が500万円を現金で返したので、Xはそれを自分の口座に入金したのです。なお、Pから請負代金の支払いを受けたことを証明するために、私の預金通帳を乙二号証として提出します。

このように、私は、Xからたしかに500万円を借りましたが、その後、Pから入手したお金で500万円全額を返済しているのですから、Xの貸金返還請求は棄却されるべきであると考えます。

### 〔裁判所の判断〕

裁判所は、XとYの主張事実および証拠調べの結果、次のような判断に達した。①Xが作成したとされる弁済受領書（乙一号証）は、本物か偽物かは判断がつかない。②YがPから請負代金500万円の支払いを受けたという事実は認定できない。③XもYも主張していないけれども、乙二号証からは、Yが、2009年2月末日に小規模な金融業者Sから500万円を借り受けたことが明らかである。④Xが、2009年3月11日にXの銀行預金口座に500万円を入金した事実は存在する。①から④、および弁論の全趣旨より、⑤Yは、Sから借りた500万円を弁済資金として、2009年3月10日、Xに500万円全額を弁済している。

### 【設問】

すでに審理は終結されたものとして、裁判所はどのような判決をするべきかを説明しなさい。（なお、弁論の再開はないものとする。）